

デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会
「衛星・ケーブルデジタル放送検討ワーキンググループ」

WG取りまとめ（案）

平成17年7月29日

目次

衛星・ケーブルデジタル放送検討WG概要	2
1 CS放送事業者、衛星事業者、プラットフォームの関係	
(1)現状	3
(2)これまでの取組と直面する課題	6
(3)事業環境の整備	10
2 ケーブルテレビ事業者と番組供給事業者等との関係等	
(1)現状	11
(2)事業環境の整備	
ア 事業者間及び地方自治体との連携	12
イ 番組供給事業者等とケーブルテレビ事業者の適正な関係の構築	13
ウ 地域コンテンツの充実	14

衛星・ケーブルデジタル放送検討WG概要

1 本WGの検討対象

衛星デジタル放送の事業環境整備のあり方及び放送事業者・番組供給事業者・プラットフォーム事業者の制度上の位置づけ等放送のデジタル化の進展に伴う衛星放送・ケーブルテレビ放送分野における諸課題について検討

2 本WGにおける検討経緯

- 本WGにおいては、2月以降7回にわたる会合を開催
- 衛星放送の分野については、まず、CS放送事業者、衛星事業者及びプラットフォームの関係における諸課題について検討
- また、ケーブルテレビ放送分野については、ケーブルテレビ放送事業者間の連携の推進等について議論するとともに、ケーブル事業者と番組供給事業者等との関係等について検討

1 CS放送事業者、衛星事業者、プラットフォームの関係

(1) 現状

- 平成8年に開始されたCSデジタル放送は、現在、放送法に基づき放送番組の編集について責任を持つ委託放送事業者と放送衛星局の管理・運営を行う受託放送事業者及び、電気通信役務利用放送法に基づき放送番組の編集について責任を持つ衛星役務利用放送事業者(以下、委託放送事業者と衛星役務利用放送事業者をあわせて、「CS放送事業者」という。)と電気通信業務用衛星局の管理・運営を行う電気通信事業者(以下、受託放送事業者と電気通信事業者をあわせて、「衛星事業者」という。)によって実施されているところであるが、CSデジタル放送の分野においては、このようなCS放送事業者と衛星事業者のみならず、次のような業務のすべて又は一部を行う、いわゆるプラットフォーム事業者が事業の展開・普及に大きな役割を担っている。

1 CS放送事業者、衛星事業者、プラットフォームの関係

① 衛星放送視聴契約関係

CS放送事業者の代理人としての視聴者との契約事務及びこれらに係るマーケティング、各種番組のパッケージング、販売促進業務等の展開

② 衛星放送視聴契約の維持関係

課金・認証といった顧客の管理業務の実施

③ 放送サービスの提供関係

放送番組送出、番組情報提供(EPG等)など放送関連サービスの実施

④ 視聴者対応関係

視聴者からの問い合わせや苦情への対応

1 CS放送事業者、衛星事業者、プラットフォームの関係

- このようなプラットフォーム事業者の存在は、参入するCS放送事業者にとって、新たに業務を開始する際に要する課金・認証システム構築等の初期費用を軽減し、また、放送サービス送出等の設備設置やカスタマー対応等に係る費用を軽減することが可能となるなどのメリットがあり、CS放送事業への新規参入の促進や事業の継続に要するコストの節減に寄与している。

また、CS放送事業者にとっては、共通のプラットフォームを利用することで一定規模の市場が形成され、より有利に事業を展開できるメリットがある。

このため、CSアナログ放送時代からこうした事業が展開され、その過程において複数の事業者によるサービス展開もなされたが、現在では、CS放送分野においては、一つのプラットフォーム事業者によるほぼ独占的な状況にある。

1 CS放送事業者、衛星事業者、プラットフォームの関係

(2) これまでの取組と直面する課題

■ プラットフォーム事業者は、CS放送事業者にとってその存立に不可欠な機能を提供しており、また、CSデジタル放送の視聴者からみても、契約の際はもとより、各種問い合わせ、苦情対応等の直接の窓口となっている。

したがって、このような重要な機能を担うプラットフォーム事業者とCS放送事業者との間の事業運営に関する各種の連携が的確かつ円滑に行われ、また、そうした中で、プラットフォーム事業者に寄せられる視聴者の声が的確にCSデジタル放送のサービス向上・改善等に反映されることが、CSデジタル放送の一層の普及発展の基盤となる。

逆に、プラットフォーム事業者の業務が適正に行われなかったり、事業者間の各種の連携が的確に進まず、また、視聴者の声が的確にCSデジタル放送のサービスに反映されなければ、今後におけるCSデジタル放送普及発展の基盤が損なわれ、関係事業者はもとより、視聴者の利益も損なわれるおそれがある。

1 CS放送事業者、衛星事業者、プラットフォームの関係

- このため、総務省では、「CSデジタル放送に係る事業の在り方に関する検討会」(座長:舟田正之立教大学教授)を開催し、平成15年4月には、同検討会において、プラットフォーム事業者による「視聴者利益の確保に一層資する業務の実施」と「CS放送事業者への一層適正な業務の提供」の確保の観点から、プラットフォーム事業者がその事業運営に関するガイドラインを自主的に策定・公表することが適当との報告がとりまとめられ、かつ、その際、同報告において、そのガイドラインに盛りこむべき事項として「衛星放送におけるプラットフォーム事業者の業務に係るガイドラインに関する指針」が示された。

これらを受けて、平成15年7月、プラットフォーム事業者において、「衛星放送に関するプラットフォーム業務に係るガイドライン」が策定された。

このような取組は、プラットフォーム事業の透明性の確保等に一定の役割を果たしてきたが、現状において、なお、例えば、次のような様々な課題に直面している。

1 CS放送事業者、衛星事業者、プラットフォームの関係

- ① 視聴者との間の関係については、ガイドラインにおいて、「視聴者からの苦情・要望等が誠実に受け付けられ、適切な対応が図られること」とされているものの、プラットフォーム事業者の位置づけが明確でなく、視聴者に仕組みがわかりにくいという側面に加え、プラットフォーム事業者自身、放送事業者そのものではないため、CSデジタル放送に関する視聴者からの不満、要望に十分対応できない面がある。
- ② CS放送事業者との間の関係についても、ガイドラインにおいては、「プラットフォーム事業者と委託放送事業者等との利益が相反する場合に、その適正な解決が図られるようになっていること」とされているものの、プラットフォーム事業者の加入促進戦略と個々のCS放送事業者の利害が相反する場合、あるいは相反しないまでもマッチングしない場合があり、適切な連携が築けない場合がある。

1 CS放送事業者、衛星事業者、プラットフォームの関係

- また、本研究会において行ったヒアリング等の際、上記①の点について、次のような指摘があった。
- ・ プラットフォーム事業者というのは非常にあいまいな立場で、現行の法制度の中で商品設定や価格設定をできるのはCS放送事業者であって、視聴者と直接接するプラットフォーム事業者は一切それには関与できない
 - ・ 特にベーシックパックの組成は関係事業者の多様な利害が複雑に関わっており、視聴者の声を反映するのは非常に困難
 - ・ こうした点について、ペイテレビのマーケットを広げていく上でどのような形がいいのかを考えることが必要ではないか
 - ・ また、CS放送は多チャンネル放送であるが、文化・教養分野等の番組は少なく、そうした分野を含め、多様な番組が存続できるような仕組みが考えられないか

上記②の点についても、次のような指摘があった。

- ・ CS放送事業者から見て、プラットフォーム事業者の業務手数料等の額や使途が適切で効果的か

1 CS放送事業者、衛星事業者、プラットフォームの関係

(3) 事業環境の整備

以上のような点及びプラットフォーム事業が、視聴者とCS放送事業者との間をつなぎ、また、各CS放送をたばねるなど重要な機能を果たしていることにかんがみ、視聴者のニーズがよりの確にCSデジタル放送サービスに反映されるとともに、良質な番組が提供され、視聴者の利益が適切に確保される枠組みの在り方について必要な検討を進めていくべきである。

また、併せて、CS放送事業者とプラットフォーム事業者との関係について、より公正で透明な関係が確保される枠組みの在り方についても、検討すべきと考えられる。

2 ケーブルテレビ事業者と番組供給事業者等との関係等

(1) 現状

我が国のケーブルテレビは、当初は難視聴の解消を主な目的としたものであったが、自主放送の中核の一つであるコミュニティチャンネルによる地域密着の放送メディアとしての役割、多チャンネル放送メディアとしての役割、インターネットサービスの提供による情報通信基盤としての役割を加えつつ、成長してきている。

こうした中、最近、都市部においては、MSO(Multiple Systems Operator)化によるケーブルテレビ事業者の経営統合等が進むとともに、事業者間競争の進展に伴い、多チャンネル放送の分野のみならず、いわゆるトリプルプレイサービス(インターネット接続、ケーブルテレビ、電話)や、VOD(ビデオ・オン・デマンド)サービスの提供等が進みつつある。

一方、地方においては、放送のデジタル化に対応した施設のデジタル化等を進めていくために、事業者間の連携が進むとともに、地域の情報インフラ整備、地域情報の提供の促進といった観点から地方公共団体との協力も進んでいる。

2 ケーブルテレビ事業者と番組供給事業者等との関係等

(2) 事業環境の整備

ア 事業者間の連携等

- 施設のデジタル化に向けた投資負担の軽減、自主放送の中核の一つであるコミュニティチャンネルの充実といった観点から、中小の事業者をはじめとして、ケーブルテレビ事業者間で一層の連携を進めていくことが必要となる。
- また、放送コンテンツの面でも、単独のケーブルテレビ向けのコンテンツでは採算的に成り立たないことも考えられることから、今後、地域内外のケーブルテレビ事業者が共同で、場合によっては、衛星放送等を含め有料放送に携わる者が共同で、競争力のあるコンテンツ制作及びその利活用等に一層取り組んでいくことも必要と考えられる。
- さらに、ケーブルテレビ事業者は、地方自治体が推進する地域の情報化政策とも整合を図りつつ、災害時における地域情報の提供、地域の情報インフラの整備といった面において、地方自治体との連携体制の構築を一層進めていくことも必要と考えられる。

2 ケーブルテレビ事業者と番組供給事業者等との関係等

- イ 番組供給事業者等とケーブルテレビ事業者の適正な関係の構築
- 多チャンネル放送の内容の充実は、ケーブルテレビのメディアとしての魅力を高めていく上で必要不可欠であるが、一方、ケーブルテレビにおいては、放送できる番組の数に物理的な制約があるのが実情である。
 - 放送番組の取引については、市場原理に基づき、放送番組の制作及び流通に関わる当事者間で、取引価格・条件が決定されることが原則であるが、番組供給事業者等とケーブルテレビ事業者にあっては、ケーブルテレビの物理的な特性、視聴者のニーズ及び番組供給事業者の育成の観点等を踏まえ、相互の適正な関係の構築に向け、関係者間による検討が進められることが望ましい。

2 ケーブルテレビ事業者と番組供給事業者等との関係等

ウ 地域コンテンツの充実

- ケーブルテレビは、他の放送メディアに比べ、地域に密着したメディアであり、その特徴を最大限に発揮しつつ、デジタル技術の活用等を進めることにより自らのコミュニティチャンネルの魅力を一層高めるとともに、これが経営にも貢献するような工夫を行っていくことが必要と考えられる。